

岩手県選挙管理委員会告示第29号

平成25年7月21日執行予定の参議院岩手県選出議員選挙における選挙人名簿の登録等について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、次のとおり定めた。

平成25年6月28日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

- 1 被登録資格の決定の基準となる日 平成25年7月3日（年齢については、同月21日）
- 2 登録を行う日 平成25年7月3日
- 3 縦覧に供する期間 平成25年7月4日